

船橋市屋外広告物条例の一部改正の骨子（案）について

1. 改正する条例

船橋市屋外広告物条例

2. 目的

本市では、平成15年の中核市移行に伴い、屋外広告物条例を制定しましたが、その後10年以上が経過し、社会情勢の変化とともに屋外広告物を取り巻く情勢にも変化が生じております。

国において景観法が制定されたことを受け、景観行政と屋外広告物行政を連携することによって、良好な景観の形成を進める必要があります。

また、昨今の厳しい地域経済の現状や人口減少・超高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、各所でも取組が行われているように、良好な景観の形成に配慮しつつ、適切な屋外広告物の設置範囲を拡大し、また、その広告収入を利用することにより、地域経済の活性化や公共公益施設の効率的管理を図ることが肝要です。

このような考えのもと、今般、周辺自治体における取り扱いも参考の上、条例の一部改正を行うことにいたしました。

3. 具体的な改正内容

- ・景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木に対する屋外広告物についての定めを置く。
- ・道路や駅前広場等の交流空間に地域の賑わい創出等に結び付く屋外広告物を設置できるようにする。
- ・バス停留所の上屋その他の公共公益施設の維持管理において、広告収入により費用の一部を補てんできるようにする。
- ・社会活動に必要な非営利広告物等の表示できる地域を拡大する。
- ・他条例の廃止に伴う条文を整理する。

4. 改正項目

- 1) 禁止物件から「バス停留所」を削除する。「バス停留所」を禁止地域の適用除外とする。

対象条文：条例第7条第1項第8号、条例第13条第6項

- 2) 禁止物件に「景観重要建造物及び景観重要樹木」を追加する。一定規模以下の自家用広告物は適用除外とする。

対象条文：条例第7条第1項、条例第13条第5項

- 3) 禁止物件から「道路の路面の設置」を削除する。

対象条文：条例第7条第3項

- 4) 禁止地域から「駅前広場その他公共広場」を削除する。

対象条文：条例第8条第10号

- 5) 禁止地域の「児童厚生施設」の対象条文を条例第8条第11号から第14号に変更する。

対象条文：条例第8条第11号、条例第8条第14号

- 6) 「政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」を適用除外に追加する。

対象条文：条例第13条第4項

- 7) 「町会、自治会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する広告物等」を適用除外に追加する。

対象条文：条例第13条第4項

- 8) 特例の許可の要件から「公共性を有すること」を削除する。

対象条文：条例第17条第2号

5. 施行予定日

平成28年4月1日（一部公布日及び平成28年7月1日）